

# 民間委託の状況【業務効率化】について

---

平成30年12月13日  
総務省統計委員会担当室

# 民間委託の状況【業務効率化】

公的統計の整備に関する基本計画（平成30年3月閣議決定）において、**優れたノウハウやリソースを有する民間事業者を効果的かつ適正に活用すること**、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月各府省統計主管課長等会議申し合わせ）において、**民間事業者の適切な活用のため各省が講ずべき措置**が定められていることを踏まえ、民間委託の状況を点検

## 1. 民間委託の活用状況

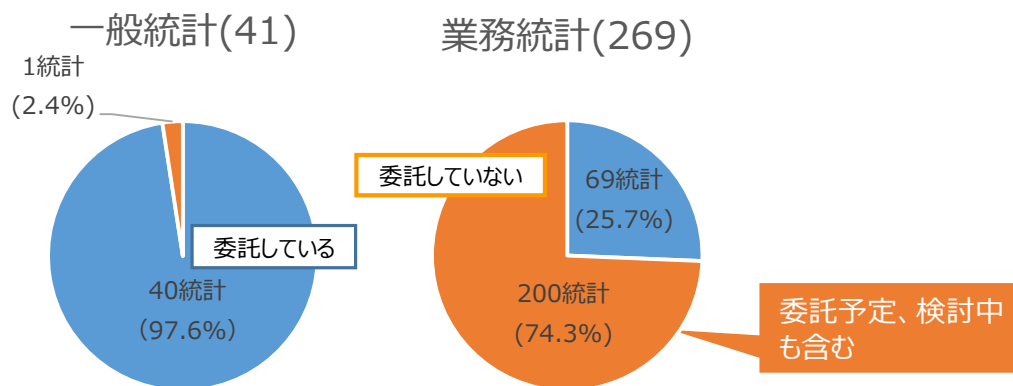
### (1) 民間委託の有無

- 一般統計は、今回の棚卸し対象統計(41※)のうち、「国民健康・栄養調査」（厚生労働省）を除く、40統計で民間委託を実施

※国民健康・栄養調査は、健康増進法第10条に基づき、（国研）医薬基盤・健康・栄養研究所が集計、都道府県知事はその管轄区域内の執行に関する事務を実施

- 業務統計は、今回の棚卸し対象統計(269※)のうち、「委託している」との回答が69統計(25.7%)

	委託している	委託していない
一般統計	40	1
N=41	97.6	2.4
業務統計	69	200
N=269	25.7	74.3
合計	109	201
N=310	35.2	64.8



※今回の棚卸し対象統計は、一般統計37、業務統計244であるが、1つの統計でも、年報・月報等で業務プロセスの異なる統計はそれぞれの業務プロセスごとに確認、集計を行なったため、「N」は棚卸し対象の統計数と一致しない

■ 委託している ■ 委託していない ■ 委託している ■ 委託していない

# 民間委託の状況 【業務効率化】

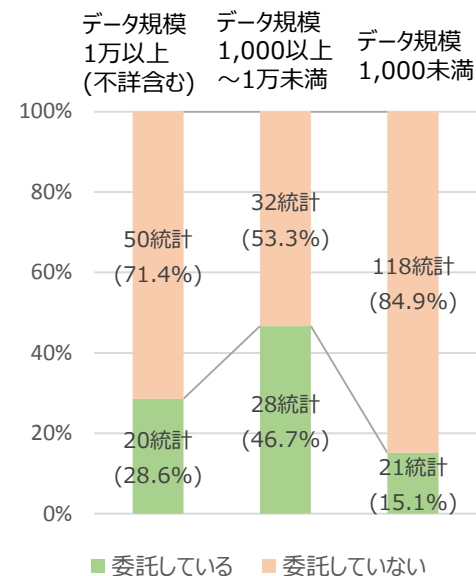
○業務統計で民間委託していない主な要因は以下の通り

民間委託していない理由（主なもの）	
職員で対応可能な内容・規模であるため	71
業務システム等と一体化されているため	39
業務に関する専門性を要するため	28
機微情報等を含むため	24
委託するメリットがないため	9
予算調整が困難なため	7
統計センターに委託しているため	5

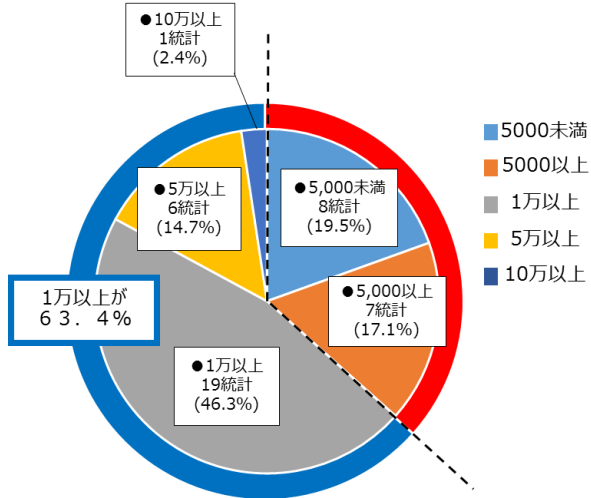
業務統計の委託割合が低い理由は、

- ・規模が小さいものが多い（下記グラフ参照）
- ・データ収集業務の延長として自ら集計しやすいことによると思われる。

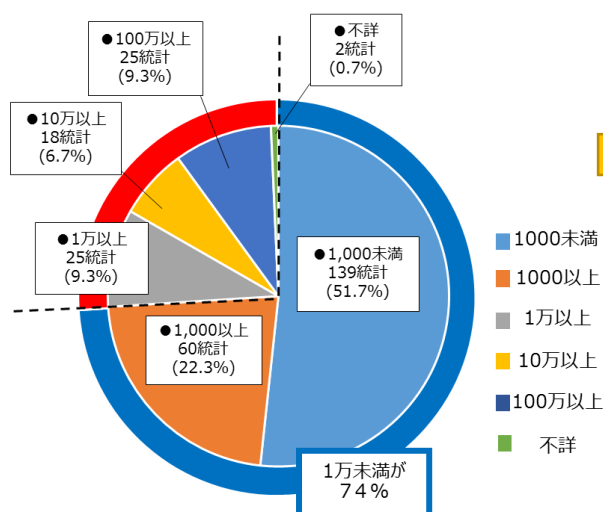
業務統計のデータ規模別の委託実施割合



一般統計の調査客体の割合 (41)



業務統計のデータ規模別の割合 (269)



データ規模が小さい統計（1,000未満）は民間委託の実施割合が低い

# 民間委託の状況【業務効率化】

## (2) 民間委託の実施状況（スコアリング）

○以下の業務プロセス（注1）ごとに委託の状況を確認（複数回答可）

（注1）民間事業者の活用ガイドラインの「民間事業者の活用の推進対象業務」を参考とした

- ①企画（標本設計における層化、抽出など）
- ②実査準備（調査区設定における地図作成、現地踏査、用品準備における用品設計、用品発送など）
- ③実査
- ④データ入力・審査
- ⑤集計
- ⑥分析・加工
- ⑦公表・提供
- ⑧その他（統計業務処理システムの開発、運用、保守等）

○棚卸し対象統計ごとの状況を整理するため、以下の基準に当てはめて、スコア化した（注2）

スコア0 民間委託は**未活用**

スコア1 ①～⑧までの業務の委託が**1～2プロセス**

スコア2 ①～⑧までの業務の委託が**3～5プロセス**

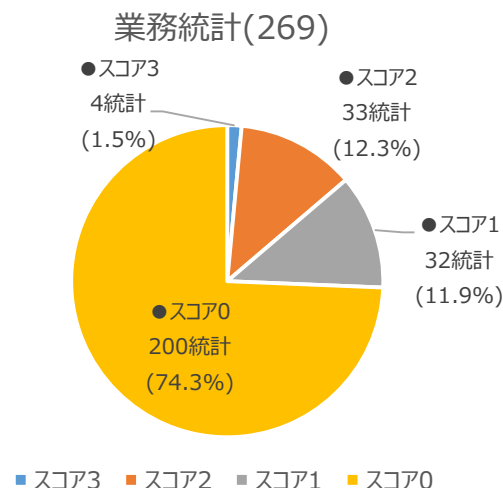
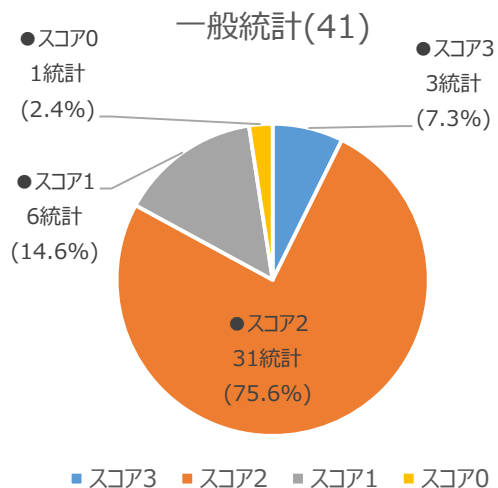
スコア3 ①～⑧までの業務の委託が**6プロセス以上**

（注2）スコア化にあたっては、書面調査の回答票の結果から作成したものであり、個々の統計の特性や業務事情は考慮していない

# 民間委託の状況 【業務効率化】

○一般統計は、今回の棚卸し対象統計(41※)のうち、**スコア2以上が34統計 (82.9%)**

○業務統計は、今回の棚卸し対象統計(269※)のうち、**スコア2以上は37統計 (13.8%)**  
にとどまる



	スコア0 (未活用)	スコア1 (1~2 プロセス)	スコア2 (3~5 プロセス)	スコア3 (6プロセス 以上)
一般統計	1	6	31	3
N=41	2.4	14.6	75.6	7.3
業務統計	200	32	33	4
N=269	74.3	11.9	12.3	1.5
合計	201	38	64	7
N=310	64.8	12.3	20.6	2.3

※今回の棚卸し対象統計は、一般統計37、業務統計244であるが、1つの統計でも、年報・月報等で業務プロセスの異なる統計はそれぞれの業務プロセスごとに確認、集計を行なったため、「N」は棚卸し対象の統計数と一致しない

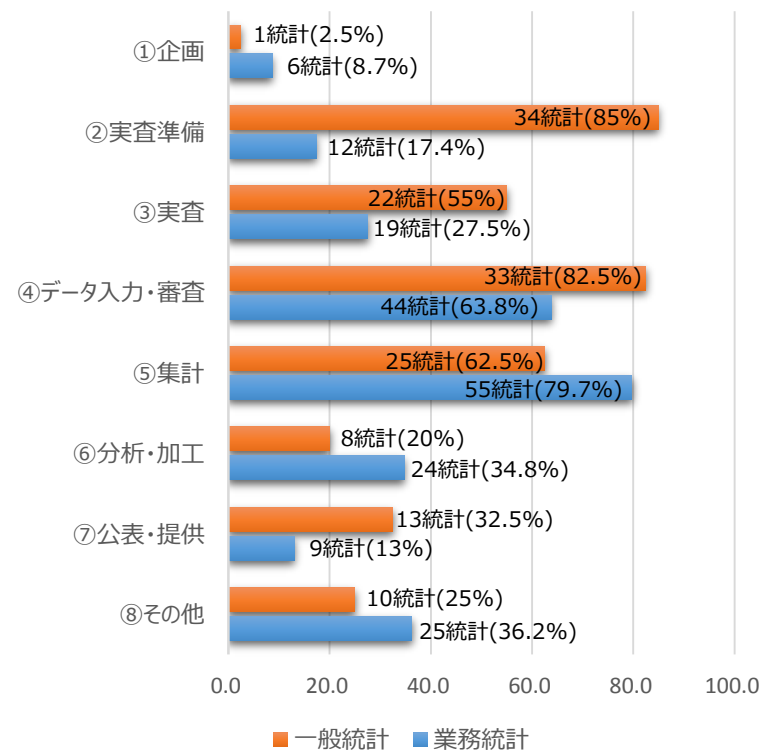
# 民間委託の状況【業務効率化】

## (3) 民間委託している業務

- 民間委託をしている一般統計(40)では、②実査準備 34統計(85%)、④データ入力・審査 33統計(82.5%)、⑤集計 25統計(62.5%)を委託しているものが多い
- 民間委託をしている業務統計(69)では、⑤集計 55統計(79.7%)、④データ入力・審査 44統計(63.8%)を委託しているものが多い

統計別の委託状況

	①企画	②実査準備	③実査	④データ入力・審査	⑤集計	⑥分析・加工	⑦公表・提供	⑧その他(統計業務処理システムの開発、運用、保守等)
一般統計	1	34	22	33	25	8	13	10
N=40	2.5	85.0	55.0	82.5	62.5	20.0	32.5	25.0
業務統計	6	12	19	44	55	24	9	25
N=69	8.7	17.4	27.5	63.8	79.7	34.8	13.0	36.2
合計	7	46	41	77	80	32	22	35
N=109	6.4	42.2	37.6	70.6	73.4	29.4	20.2	32.1



※「N」は民間委託していると回答のあった統計の数

※①から⑧は、複数回答可としているため、下部の数字を合計しても100%とはならない

# 民間委託の状況【業務効率化】

## 2. 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」の遵守状況

(1) 「調査票情報等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置」の仕様書への記載状況（スコアリング） ※業務統計はガイドラインの対象外

○民間委託をしている一般統計(40)について、講じさせるべき措置（ア～キ）（注1）の仕様書への記載状況を以下の基準に当てはめて、スコア化した

- スコア0 ア～キの記載が**0項目**
- スコア1 ア～キの記載が**1～3項目**
- スコア2 ア～キの記載が**4～6項目**
- スコア3 ア～キの記載が**7項目**

※書面調査の回答票の結果から作成したものであり、個々の統計の特性や業務事情は考慮していない

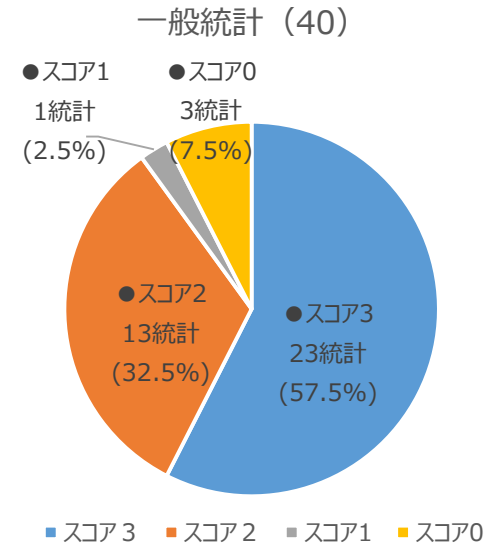
（注1）「調査票情報等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置」

- ア 管理体制（管理責任者の設置、災害時等の対策など）
- イ 調査票情報等の管理（調査票情報等の台帳記録、耐火・耐熱庫への保管、施錠措置など）
- ウ 集計処理時における調査票情報等の管理（集計処理の実績記録、内容点検、計画との照合など）
- エ コンピュータによる集計処理（不正使用防止等の措置、セキュリティ対策、ファイアウォールの設定など）
- オ 電磁的記録の処理（アクセスモニタリング機能の設置、不正アクセス対策など）
- カ ドキュメントの管理（外部への持ち出し・複写・廃棄等への手続、定期的な点検など）
- キ 調査票情報等の保管施設の管理及び保安（入退室の制限、防犯措置、保安措置など）

# 民間委託の状況 【業務効率化】

- スコア2又はスコア3が36統計（90.0%）となっており、概ねガイドラインに従って委託が行われているが、スコア0又はスコア1の合計も4統計（10%）確認された。

	スコア0 (0項目)	スコア1 (1~3 項目)	スコア2 (4~6 項目)	スコア3 (7項目)
一般統計	3	1	13	23
N=40	7.5	2.5	32.5	57.5



- スコア0又はスコア1の**4統計**については、**ガイドラインに沿った改善が必要**

スコア	政府統計名	作成機関	未掲載理由
0	原子爆弾被爆者実態調査	厚生労働省	参考にした既存の仕様書が、管理責任者を設置する規定がなかったため反映されていない
0	社会保障生計調査	厚生労働省	ガイドラインの内容を承知していなかったため
0	中国残留邦人等実態調査	厚生労働省	ガイドラインの内容を承知していなかったため
1	住宅市場動向調査	国土交通省	「秘密の保持」に関する規定はあるものの、ここまで詳細な規定は設けていない。来年度以降、追加予定



# 民間委託の状況【業務効率化】

## (2) 委託業務の履行確認の実施状況

○民間委託をしている**一般統計(40)の全てで、委託した全業務の履行確認が実施されていた**

○履行の主な確認方法は以下の通り

### ①業務の進捗管理を目的とした確認

#### ・打ち合わせやメールによる確認

「定期的に担当職員から委託業者へ口頭確認」「1ヶ月に1回程度の打ち合わせとメールによる報告受理」

#### ・定期的な業務報告による確認

「作業計画、集計データ及び件数の内訳等を報告させている」

「毎営業日、業務が終了した時点で、当営業日のコーディング、データ打鍵、データ転送、データ削除、入力資料の返却等の作業状況を報告させ管理」

### ②統計の品質確保を目的とした確認

#### ・成果（納品）物による確認

「入力ミスによって調査項目間に非整合が生じていないかプログラムを用いて検出」

「業者作成の統計表と担当室作成の集計表をマッチングさせて整合作業を実施」

「提出された単純集計及びクロス集計で、前回との比較、ロジックチェックにより審査」

「システム改修後の集計プログラムが適切に動作するか受入テストを実施」

#### ・その他（実地検査による確認）

「実施計画書及び実地検査による確認」

「協議すべき事項がある場合には、本省職員と協議し、適宜本省職員が立入検査を実施することとしていた」

# 民間委託の状況 【業務効率化】

## (3) 再委託に関する事項の契約書等への記載状況

日本年金機構において、委託を受けた事業者が委託契約に反して再委託を行なう不適切事案が発生したことを踏まえ、総務省政策統括官（統計基準担当）において、**統計調査に関する業務委託（平成29年度に係るもの）298件について調査を実施したところ、契約（再委託の禁止・事前承認等）に反して再委託が行われたものが1件確認された**（平成30年10月22日公表）。

このため、民間委託をしている一般統計(40)について、ガイドラインで契約書等への明記が求められている**再委託に関する事項（注）の記載状況等についての確認を追加で実施**

(注) 再委託の条件・手続、再委託先への業務指示の方法、再委託の業務成果の検証方法及びその結果の記録の方法（軽微なものを除く）等

### 再委託に関する事項の契約書等への記載の有無（一般統計）

	掲載している	掲載していない
一般統計	36	4
N=40	90.0%	10.0%

いずれも、契約に反する再委託は実施されていなかったとの回答

政府統計名	作成機関
体力・運動能力調査	文部科学省
社会保障・人口問題基本調査（出生動向基本調査）	厚生労働省
社会保障・人口問題基本調査（世帯動態調査）	
社会保障・人口問題基本調査（全国家庭動向調査）	

➡ 今後は、再委託に関する事項の明記が必要

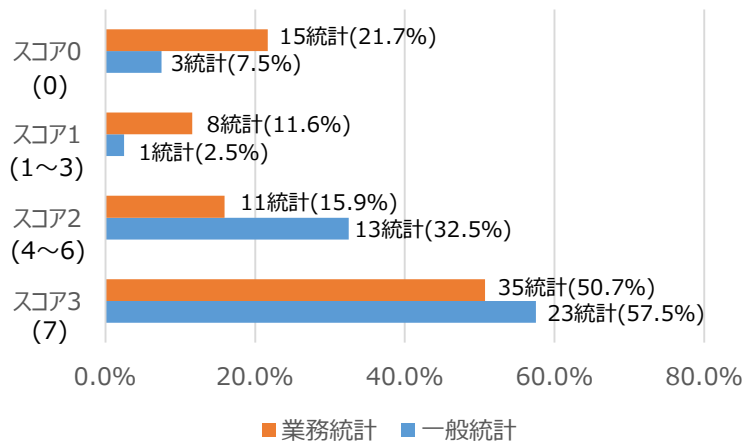
# 民間委託の状況 【業務効率化】

## (4) 業務統計の状況

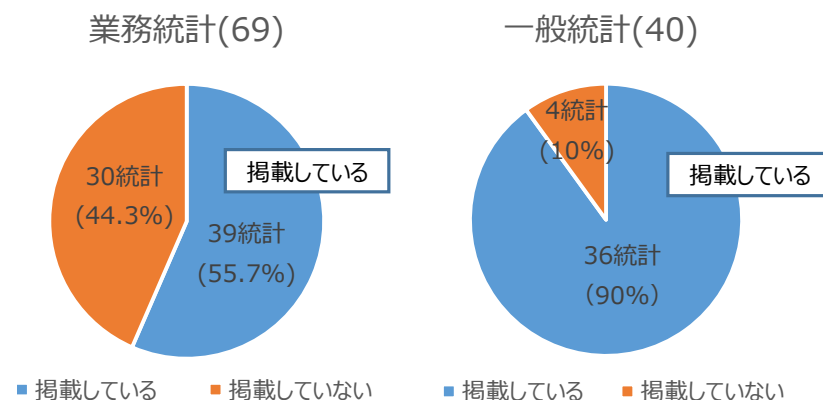
ガイドラインの対象外であるが、業務統計におけるガイドライン記載事項の状況を確認

- 「調査票情報等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置」の仕様書への記載状況について **業務統計は、スコア0（記載0項目）、スコア1（記載1～3項目）の割合が一般統計より高い（グラフ1）**
- 民間委託をしている業務統計(69)の**全てで、委託した全業務の履行確認が実施されていた**
- 契約書に「再委託に関する事項」を記載している業務統計は**39統計（55.7%）であり、一般統計（90%）よりも記載している割合は低い（グラフ2）**

グラフ1 「講じさせるべき措置」の記載状況



グラフ2 「再委託に関する事項」の記載状況



## (5) 改善の方向性

### (民間委託の推進)

- 一般統計については、民間委託が相当進んでいるが、限られた統計リソースを有効に活用するため、引き続き推進する必要がある。
- 業務統計についても、データ規模が大きく集計等の業務量が大い統計で、民間委託によって業務の効率化が期待できるものについては、各省の人的リソースの有効活用等の観点から、優れたノウハウやリソースを有する民間事業者の活用を検討する必要がある。

### (履行状況の確認、ガイドラインの遵守)

- 民間委託に当たっては、適切な履行確認を行うとともに、調査票情報等の適切な管理等の観点から、ガイドラインを遵守する必要がある。  
特に、再委託については、契約書等に必要な事項を明記するとともに、履行確認において不適切な再委託が行われていないか確認する必要がある。
- 業務統計については、ガイドラインの適用はないが、調査票情報に相当する秘匿性の高い業務情報を取り扱う業務も多いと思われることから、適切な情報管理を確保するため、ガイドラインに準じた対応が必要ではないか。

# 民間委託の状況 【業務効率化】

## 【参考資料】民間事業者の活用の推進対象業務

【別表】

民間事業者の活用の推進対象業務

統計調査業務の機能	民間事業者の活用の推進対象業務
企画	標本設計における層化、抽出
実査準備	調査区設定における地図作成、現地踏査
	用品準備における用品設計、用品発送
	広報における広報実施
実査	調査票記入（他計式）
	調査票配布（自計式）
	調査票収集（自計式）
	苦情対応における苦情・要望受付、担当者回送、回答、記録
	調査書類検査・提出
審査	調査書類受付
	書類検査
	分類符号付けにおける符号付け、検査
	データ入力
	データチェックにおけるチェックプログラム作成、形式チェック、論理チェック、データ修正
	疑義処理における疑義票作成、問合せ、結果記載、処理
集計	集計プログラム作成
	演算
	結果表作成
分析・加工	資料・データ収集における公開情報収集
	分析・加工プログラム作成
	演算
公表・提供	報告書刊行における発送
	ホームページ掲載におけるコンテンツ作成、サーバー登録、公開
	案内・問い合わせ対応における案内情報配信申込受付、配信先登録、配信
	提供用データ・データベース整備
	電磁的記録提供
その他	情報システムの開発、運用、保守

「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」より引用

## 【参考資料】調査票情報等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置

### 別紙 1

#### 調査票情報等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置

##### 1 管理体制

- (1) 委託先は、調査票情報等を適正に管理するため、管理責任者を置く。
- (2) 管理責任者は、必要に応じてその事務の一部を担当させるため、管理担当者指定する。
- (3) 管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務を適正に運営するため、調査事務従事者の事務の範囲及び責任を明確にする。
- (4) 管理責任者は、調査票情報等の管理に係る業務において、災害時等の非常時における対策を定めるとともに、その内容を調査事務従事者に周知する。

##### 2 調査票情報等の管理

- (1) 管理責任者は、調査票情報等を取り扱うことができる調査事務従事者及び取り扱うことができる調査票情報等の範囲を定める。
- (2) 管理責任者は、調査票情報等の受払い、保管に関し、必要な事項の台帳等への記録、定期的又は随時の点検を行う。
- (3) 管理責任者は、調査票情報等について、所定の場所に保管し、その重要度に応じ、耐火・耐熱庫への保管、施錠の措置を講ずる。
- (4) 管理責任者は、保存期間が経過した調査票情報等を廃棄する場合は、焼却、溶解、消去等の措置を講ずる。
- (5) 管理責任者は、(1)から(4)の他、1～7に掲げる適正管理に関する事務の統括を実施する。

##### 3 集計処理時における調査票情報等の管理

- (1) 集計処理時における調査票情報等の取扱いは、管理責任者又は管理担当者の指示又は承認を受けた者が行い、日々の集計のための作業が終了した後は、所定の場所に収納する。  
集計処理時にサーバーからクライアントに情報を移行して処理する場合において、集計処理が終了した後は、クライアントの情報を消去し、サーバーの定められたエリアに情報が格納されたことを確認する。
- (2) 集計処理は、各府省と協議して作成する計画に従って行い、管理担当者は、集計処理の内容に応じた実績の記録を行い、計画との照合等の措置を講ずる。
- (3) 管理責任者は、調査票情報等の集計処理の実績記録の内容を点検し、その実施状況を確認する措置を講ずる。

##### 4 コンピュータによる集計処理

- (1) 管理責任者は、コンピュータによる集計の管理者（以下「集計管理者」という。）を指定する。
- (2) コンピュータによる集計処理は、集計管理者の指示又は承認を受けた者が行う。
- (3) 管理責任者は、コンピュータによる集計処理の実施状況を把握するため、集計処理に応じた実績を記録し、計画との照合等を行う。
- (4) 管理責任者は、コンピュータの使用に関し、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法（登録、発行、更新、変更、抹消、保管等）を定め、定期的又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不正使用防止等の措置を講ずる。
- (5) 管理責任者は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録）に記録された内容の秘匿の必要性の度合いに応じ、特定の集計処理を特定のコンピュータに限定する、又は使用者に応じてアクセス可能な領域、機能を限定するなどの措置を講ずる。
- (6) アンチウイルスソフトウェア、セキュリティパッチの導入、スクリーンロックの導入、定期的なデータのバックアップ等適切なセキュリティ対策を講ずるほか、必要に応じて出力機器又はメールの利用制限、外部ネットワークとの遮断を行う。
- (7) 外部と接続しているコンピュータを利用する場合は、ファイアウォール（外部からの不正なアクセスを遮断し、内部から外部にアクセスできる仕組み）の設定を行う。

##### 5 電磁的記録の管理

- (1) 管理担当者は、電磁的記録の障害の有無等について、定期的又は随時、点検を行い、適切な管理を実施するとともに、その結果を各府省に報告する。
- (2) 管理責任者は、電磁的記録のアクセスモニタリング機能（不正が行われていないかを監視するために、電磁的記録へのアクセス記録を採取し、記録する機能）を設け、その記録を定期的又は随時分析する等の方法により、不正アクセスに対し適切な対応を行う。

##### 6 ドキュメントの管理

- (1) 管理責任者は、各府省から貸与を受けたシステム設計書、オペレーション手引書、プログラム説明書、コードブック等のドキュメントのうち、各府省が外部に知られることを適当としないものと指定したものについては、所定の場所に保管する等の措置を講ずる。

## 【参考資料】調査票情報等の適正な管理のため委託先に講じさせるべき措置

- (2) 管理責任者は、各府省が指定したドキュメントの外部への持ち出し、複写、廃棄等について、その管理上必要な手続を定める。
- (3) 各府省の指定したドキュメントの管理は、管理担当者が行い、定期的に又は随時、点検を行う。

### 7 調査票情報等の保管施設の管理及び保安

#### (1) 入退室管理

- ① 管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等への入室資格者を定めるとともに、入室目的の確認、入退室の記録、部外者の識別化及び管理担当者の立会い等の措置を講ずる。
- ② 管理責任者は、必要に応じ、調査票情報等の保管室等の出入口の特定化による入退室の制限などの措置を講ずる。
- ③ 管理責任者は、必要に応じ、機械により入退室管理を行っている場合は、パスワード、識別カード等を設けるとともに、その管理方法（登録、発行、更新、変更、抹消、保管等）を定め、定期的に又は随時、これを見直し、パスワードの見読防止、識別カードの不当使用防止等の措置を講ずる。

#### (2) 保安設備

- ① 不正・犯罪に備え、必要に応じ、調査票情報等の保管室に防犯ベル、監視設備の設置等の防犯措置を講ずる。
- ② 災害に備え、必要に応じ、保管する媒体の特性を踏まえ、防火、防煙、防水、耐震等を考慮した調査票情報等の保管室の設置場所を選定するなどの保安措置を講ずる。

#### (3) 事故発生時の対策

- ① 管理責任者は、調査票情報等の紛失、消失、汚損等の事故が発生したときは、速やかにその経緯、被害状況等を調査するとともに、その調査結果について各府省に報告する。また、各府省の指示を受け、必要な措置を講ずる。
- ② 管理責任者は、事故の原因分析に努め、必要な再発防止策等の措置を講ずる。

「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」  
より引用

# 民間委託の状況 【業務効率化】

## 【参考資料】契約書等に明記すべき事項

別紙2

### 契約書等に明記すべき事項

各府省は、委託先との契約書又は覚書等において、以下の事項について明記する。

- (1) 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- (2) 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- (3) 関係書類の適正管理義務に関する事項
- (4) 調査票情報等の複写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- (5) 調査票情報等の集計のための作業の過程で作成し、不要となったデータの消去及び入出力媒体の廃棄に関する事項
- (6) 再委託に関する事項（再委託の条件・手続、再委託先への業務指示の方法、再委託の業務成果の検証方法及びその結果の記録の方法（軽微なものを除く）等）
- (7) 業務の実施状況についての監査に関する事項
- (8) 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- (9) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項
- (10) 瑕疵担保責任に関する事項

「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」より引用